

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 福井厚生年金 事案 511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 5 日から 39 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 1 月 5 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、A社を退職後に脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 11 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失し、当該事業所において 2 年以上の被保険者期間を有する者 16 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは、申立人を除き一人のみであることから、事業主が通例として代理請求を行っていたとは考え難い。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の氏名は、旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同事業所に入社後の昭和 41 年 12 月\*日に婚姻し、改姓していることが戸籍により確認でき、複数の同僚は、申立人が同事業所において婚姻後の姓で勤務していた旨を供述していることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB

社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、A社の事業主から提出された申立人に係る労働者名簿の職歴欄にはB社を含め申立人が勤務した全ての事業所名が記載されており、申立期間当時において申立人は当該事業所における勤務を認識していたものと考えられ、当時の脱退手当金裁定請求書の様式を踏まえると、申立人自身が請求したのであれば、同事業所についても請求書に記載したものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 福井厚生年金 事案 512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 44 年 6 月 21 日まで

A社を退職する際、同事業所の事務担当者から、「退職後、再就職の意思のある者は、脱退手当金を請求せず将来の年金に結び付けた方が良い。」との説明を受け、私は、当該事業所を退社した後、すぐに再就職したいと考えていたので、脱退手当金を請求しない旨を担当者に伝えたことを記憶している。申立期間が脱退手当金の支給済みとなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている日の約2か月後に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、申立期間直後の被保険者期間については、申立期間と同一の被保険者記号番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人に公的年金を継続する意思がうかがえ、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職する際、当該事業所の事務担当者から再就職する意思が有る場合は脱退手当金を請求しない方が良いとの説明を受けたため、脱退手当金を請求しないことを事務担当者に伝えた旨供述しているところ、前述のとおり申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている日の約2か月後に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる

上、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事務担当者の供述が得られないものの、この当時は、通算年金制度の創設から8年が経過していることから、退職する従業員に対して事業所から当該制度に関する説明が行われていたとみても不自然ではなく、申立人とほぼ同時期に退職し、脱退手当金を受給していない同僚に退職時の状況を聴取したところ、申立人と同様の説明を受けて、受給しないこととした旨を供述していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年6月まで  
② 昭和63年8月から平成元年6月まで  
③ 平成3年3月から同年6月まで  
④ 平成14年5月から15年6月まで

A社及びB社に勤務していた時の標準報酬月額について、給与明細書によると、申立期間①については26万円、申立期間②については28万円、申立期間③については32万円、申立期間④のうち平成14年5月から同年7月までについては28万円、同年8月から15年6月までについては30万円になるはずであるので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③を

32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が標準報酬月額を30万円として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、給料明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和53年10月、同年12月、54年1月及び同年3月から同年6月まで、申立期間②のうち63年8月、同年10月から平成元年4月まで、申立期間④については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち昭和53年11月及び54年2月、申立期間②のうち63年9月、平成元年5月及び同年6月については、給与明細書が無い上、A社及びB社に照会しても当時の賃金台帳等は保存していないため、厚生年金保険料の控除額を確認することはできないものの、前後の月の給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 37 年 11 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 37 年 11 月から 49 年 3 月まで

昭和 49 年頃に、市役所からであったと思うが、国民年金保険料の納付書が送られてきた。納付金額が多かったので思い悩んでいたところ、夫から、「お前の分だけでも納付するように。」と言われ、納付時期や納付金額などを具体的に覚えていないものの、未納となっていた保険料については間違いなく一括して納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月 2 日に払い出されており、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 37 年 4 月 22 日に遡って資格取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法及び納付金額等に関して具体的な供述は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の夫が経営していた事業所の事務員に全て任せていたとしており、申立人自身は直接関与していない上、当該事務員は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 277

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私は、昭和48年12月から49年3月までAでB職として勤務したが、その際、同Aから厚生年金保険は適用されないため国民年金に加入するよう説明を受けたので、C市役所で加入手続きを行い、保険料を納めたはずであり、申立期間の国民年金記録は未加入となっていることには納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月頃、C市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については同市役所の窓口で納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、申立人について、オンラインシステムにより、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内で払い出された「D（申立人名）」、「E（申立人名）」及び「F（申立人名）」を縦覧検索するとともに、C市内で払い出された同手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人に同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立期間について、C市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）において、申立人の被保険者記録は見当たらないことから、申立人は、同市において国民年金の被保険者として管理されておらず、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 14 日から同年 4 月 9 日まで  
③ 昭和 38 年 4 月 19 日から 40 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 19 日まで

私は、当時、脱退手当金制度を知らず、請求したことや受給した記憶も無い。また、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期は、元夫の仕事が順調で、生活にも余裕が有り、脱退手当金を受給する必要は無かった。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間である 4 回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から31年8月20日まで

昭和59年6月20日付けの「厚生年金被保険者期間等について」の回答によって、脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。退職当時、脱退手当金制度を知らなかったため、自ら脱退手当金を請求することはあり得ず、納得できない旨の申立てを行ったが、聞き入れてもらえなかった。今回、確認はがきが届いたので年金事務所で改めて確認したところ、脱退手当金の支給記録が有るとの回答に納得できないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとして申し立てている。

しかし、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」のゴム印が押されているほか、支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、その支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和33年1月9日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、当該事業所を第一子出産とその子の養育のため退職したとしており、その後約4年にわたり厚生年金保険への加入歴が無いことを考え合わせると、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から29年9月13日まで  
申立期間当時、脱退手当金制度を知らなかった上、A社を退職後に、脱退手当金を請求したことや受給した記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性について、申立人の健康保険番号の前後50番以内で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年9月13日の前後3年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者39人及び申立人が名前を挙げた同僚一人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人に支給記録が確認でき、そのうち申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を含む22人が資格喪失日から約6か月以内に支給されている上、当該事業所の当時の総務担当者は、「当時、退職者に対し、脱退手当金制度について説明の上、希望者については、事業所が代理請求、代理受領を行っていた。当時は、多くの女性が受給を希望していたように思う。」と供述しており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当」と記載されているほか、支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、その支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳等において、申立人の生年月日が相違しているものの、申立人の氏名について、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、同事業所における申立人の被保険者記録がほかに見当たらない上、既に、当該被保険者記録については、生年月日を訂正して、申立人の被保険者記録として統合処理が行われており、生年月日の相違をもって、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと判断することはできない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年4月1日まで  
私は、昭和22年4月1日から23年3月31日までA省B局C部D課に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B局C部への入局に至った経緯等を詳細に記憶していることから、時期は確認できないものの、同局C部に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該事業所について、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、当該事業所を継承したと考えられるE局、F社G支社、H企業年金基金及びI社に照会したところ、いずれの事業所も「申立期間当時の関係書類の保管が無く、B局が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかは不明である。」旨を回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚について、数人の姓を記憶しているのみであることから、当該同僚から申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について聴取することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間について、「A省B局の職員であった。」と供述しているところ、A省の職員は、昭和23年6月までは、A共済組合令(昭和15年勅令第950号)に基づく共済組合に加入していたと推認で

きることから、仮に申立人がA省の正規職員であった場合においても申立期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。